

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 労働生産性と働き方改革
2. 税務カレンダー（2023年1月、2月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



## 経営者の名言シリーズ

人生・仕事の結果 = 考え方 × 熱意 × 能力

稲盛和夫（京セラ創業者）

※経営者100の言葉より引用

### 労働生産性と働き方改革

#### ◆労働生産性と働き方改革の関係

「生産性 = 成果 ÷ 投入量」ですので「労働生産性 = 付加価値 ÷ 総労働時間」となります。

国が推し進める「働き方改革」の目的は一貫してこの「労働生産性の向上」です。

労働生産性の算式を見てわかる通り労働生産性を上げるには「付加価値を上げる」か「総労働時間を下げる（短くする）」しかありません。既に実施されている各種の働き方改革の施策、例えば「罰則付き労働時間上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」などは後者の「総労働時間を下げる（短くする）」ための施策で、「働き方改革フェーズⅠ」といわれるものです。これに対して「働き方改革フェーズⅡ」といわれる施策も進められようとしています。

つまり、これからの働き方改革の施策は「付加価値を上げるため」のものといえることができます。

#### ◆働き方改革フェーズⅡ

働き方改革フェーズⅡについての具体的な施策はまだ施行されていませんが、内閣府の「経済財政運営と改革の基本方針（以下「基本方針」）2021及び2022」でその方向性が示されています。

まず、2020年の世界的な新型コロナウイルス感染拡大

の影響後に作成された基本方針2021では、「感染症の影響からテレワークの拡大などの変化を後戻りさせず、働き方改革を加速させる」とし、そのうえで「労働時間の削減等を行ってきた働き方改革のフェーズⅠに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めていくことを目指すフェーズⅡの働き方改革を推進する」と謳っています。

ここで注目すべきはフェーズⅡの目的を「従業員のやりがいを高めること（エンゲージメントを高めること）」とし、そのための手段として「雇用形態をメンバーシップ型からジョブ型へ転換すること」としていることでしょう。基本方針2021を受けて作成された基本方針2022では、従業員のやりがい（エンゲージメント）を高めるための多様な働き方の選択やそのための環境整備のための施策が謳われています。いくつか例を挙げると「副業・兼業」「リスクリング」「労働条件の明確化」などは早期の法制化や財政支援が見込まれています。

## 2023年1月の税務

1月10日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

1月31日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

## 2023年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- 給与支払報告書の提出

- 給与と所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 前年分贈与税の申告（申告期間：2月1日から3月15日まで）
- 前年分所得税の確定申告（申告期間：2月16日から3月15日まで）
- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付（2月中において市町村の条例で定める日）

## おすすめ書籍のご紹介

### いちいち気にしない心が手に入る本



ジャンル	自己啓発・マインド		
著者	内藤 隼人		
出版社	三笠書房		
定価	693円（税込）	出版日	2018年03月20日
評点			
総合	3.7	明瞭性	4.0
革新性	3.0	応用性	4.0

あんな発言をしなければよかったとくよくよしてしまう、誰かのために我慢しがちで爆発寸前、責任感が強すぎて「私がいかにしなくては」と思い込んで疲れてしまう――。本書はそんなあなたにぴったりの一冊である。

心理学者の著者が教えてくれる「いちいち気にしない心を手に入れる方法」は、どれも簡単なものばかりだ。恋をして否定的な感情が起きないようにする、千円札で財布をパンパンにして自尊心を高める、とにかくニコニコ笑顔でいるなど、中には驚くようなものもある。だが、いずれも心理学的な裏づけがあわせて解説されており、きっと納得するだろう。

まずは本書を読み、気に入ったテクニックをひとつだけ試してみることから始めてみよう。きっと、知らず知らずのうちに、心が晴れやかになっていることに気づくだろう。そうしていくつものテクニックを取り入れ、悩みや不安を吹き飛ばせば、いつの間にか「気にしない心」が手に入っているはずだ。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091  
<https://abn-m.or.jp>